

御前崎市議会政治倫理審査委員会の秘密会に関する調査特別委員会
設置に関する決議

次のとおり御前崎市議会政治倫理審査委員会の秘密会に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

- | | | |
|---|---------|------------------------------------|
| 1 | 名 称 | 御前崎市議会政治倫理審査委員会の秘密会に関する調査特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び御前崎市議会委員会条例第 5 条 |
| 3 | 目 的 | 秘密会の議事の漏洩に関する調査を行う。 |
| 4 | 定 員 | 9 名以下 |
| 5 | 継 続 審 査 | 委員会は議会の閉会中も調査終了まで調査を行うことができるものとする。 |
| 6 | 調 査 期 間 | 上記事件の調査が終了するまでとする。 |